

新座市立小・中学校の卒業証書授与式におけるマスクの取扱い等について

1 基本的な考え方

- ・ 児童生徒及び教職員については、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とする。
- ・ 来賓や保護者等はマスクを着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、参加人数の制限は不要。学校における感染拡大の防止と学校教育活動の継続を両立させ、児童生徒等の充実した学校生活の実現に向けて、必要な取組を進める。

2 場面ごとの対応について

- (1) 入退場
児童生徒の入退場時は、マスクを外して差し支えない。
- (2) 式辞等
壇上での校長等による式辞や来賓等による祝辞、開式・閉式の辞等の時は、児童生徒との十分な身体的距離が確保されていることから、児童生徒はマスクを外して差し支えない。また、壇上で式辞や祝辞等を述べる校長や来賓等も、周囲の者と十分な身体的距離が確保できることから、マスクを外して差し支えない。
- (3) 卒業証書授与
卒業証書が授与される時は、児童生徒はマスクを外して差し支えない。卒業証書を授与する校長等においても同様。
- (4) 送辞・答辞
在校生送辞、卒業生答辞の場面においては、十分な身体的距離が確保できることから、送辞・答辞を述べる児童生徒は、マスクを外して差し支えない。また、これらを聞く児童生徒も、マスクを外して差し支えない。

(5) 国歌・校歌等の斉唱、合唱等

国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時は、マスクの着用など一定の感染症対策を講じた上で実施。なお、「呼びかけ」の時に歌を歌う場合も同様。

3 留意事項

- 卒業式の実施に当たっては、換気対策機器の活用による効果的な換気の実施や、参加者への咳エチケットの推奨、手の消毒や手洗い等の手指衛生など、必要な感染症対策を講じる。
- 来賓や保護者等に対してはマスクの着用を求めるとともに、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保する。その上で、感染対策上での、来賓や保護者等の参加人数の制限は必要ない。他方、マスクの着用等については、多様な考え方があることについて留意する。
- 発熱に限らず、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状のある者については、卒業式への参加を控えるよう徹底する。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、また、健康上の理由によりマスクを着用できなかったりする児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする。また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行う。
- 年度内における卒業式以外の学校教育活動については、従来どおり、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、メリハリのあるマスクの着用をする。
- 令和5年4月1日以降のマスクの着用については、別途連絡する。